

第一号様式 (第三条関係)

(表紙内側)

注 意 事 項

- 1 運転免許証を滅失し、又はき損したときは、再交付を受けること。
- 2 氏名又は所属事業者名に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更の事実を証明する書類を添えて、記載事項変更の記入の申請をすること。
- 3 次の場合には、遅滞なく、運転免許証を返納すること。
  - ア 運転免許が取り消されたとき。
  - イ 運転免許証の再交付を受けたとき。
- 4 運転免許が停止されたときは、遅滞なく、運転免許証を提出すること。

(表 紙)

11.5センチメートル

7センチメートル

動力車操縦者  
運転免許証  
国土交通省

(表)

交付 年 月 日 (再交付 年 月 日)		
地方運輸局長		<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; margin: 0 auto;">印</div>
運転免許 の条件		

---

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"><div style="text-align: center;">写真</div><div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 50%; height: 50%; margin: 10px 0;"></div><div style="text-align: center;">スタンプ</div></div>	氏名	年 月 日生	男女
	所 属 事業者名		

---

運転免許の種類	運転免許の番号 及び年月日	地方運輸局印

(裏)

記載事項変更記入欄			
変更年月日	変更項目	変更事項	地方運輸局印

  

変更年月日	変更項目	変更事項	地方運輸局印
備考			

備考 備考欄には、第 14 条第 2 項に規定する事項その他必要な事項を記載する。

本様式…追加〔昭和 41 年 4 月運輸令 20 号〕、一部改正〔昭和 50 年 3 月運輸令 5 号・58 年 12 月 51 号  
・59 年 6 月 18 号・平成元年 7 月 24 号・12 年 11 月 39 号・24 年 3 月国交令 35 号〕